

福島県水環境保全基本計画の基本方針について

平成 22 年 10 月 5 日開催の環境審議会において以下のような意見があったため、基本方針を再検討した。

○ 意見

人と水との関係が見えてこない。

堅い表現でわかりづらい。やわらかい表現にならないか。

○ 基本方針（10月5日・環境審議会時）

- 1 清らかで安全な水質の保全
- 2 水環境の保全に必要な水量の確保
- 3 多様な水生生物等が共生する水域及び水辺地の保全
- 4 県民、事業者等の自発的かつ連携した水環境保全活動の推進
- 5 水環境に関する調査研究の推進

○ 基本方針・変更案と変更理由

- 1 清らかで安全な水質を保つ

変更理由：保全は堅い印象を与えるため、保全から保つへ変更した。

- 2 自然の循環を守り、豊かな水量を保つ

変更理由：「自然の循環を守る」ことが、大自然の機能としての「水循環」や水源かん養機能につながり、この結果として「豊かな水量」を保つことにつながる。変更前の文言では、水環境の保全が図られるだけの水量を確保するだけでよいように誤解を生じたため、わかりやすい表現とした。

- 3 多様な生物を育む、人々が親しむ水辺地を守る

変更理由：水辺地と生物について、内容は変えずに表現をやわらかくした。また、人と水との関わりを持たせるよう「人々が親しむ水辺地」とした。

- 4 水を大切に想う心を育てる、水環境を守る活動を広げる

変更理由：人と水との文化や産業などの関わりには長い歴史があり、その中で学んだ水の大切さを後世に伝えるとともに、県民一人ひとりが水を守る活動を展開していくことを表現した。

- 5 水環境を守る調査研究を進める

変更理由：やわらかい表現とするため推進から進めるへ変更した。

参考 平成8年策定の水環境保全基本計画の基本方針

- 1 安全で清らかな水の確保
- 2 水源かん養機能の維持向上と豊かな流れの確保
- 3 多様な自然のある水辺環境の形成
- 4 安らぎと潤いのある水辺空間の創造
- 5 水を介した地域の交流と水文化の形成
- 6 県民参加による水環境保全活動の推進
- 7 水環境の保全に関する調査研究の推進